

独立行政法人日本スポーツ振興センター入札監視委員会定例会議議事概要

開催年月日及び場所	平成31年2月19日(火) 大会議室1	
委員	委員長 宮 直仁(公認会計士) 委員 齊藤 誠(弁護士) 委員 川瀬 貴晴(国立大学法人千葉大学グランドフェロー)	
審議対象期間	平成30年7月1日～30年12月31日	
抽出案件(合計)	3件	(備考)
建設工事(計)	1件	抽出案件の個別審議の内容については、別紙の「5.抽出した建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する審議」のとおりとなる。なお、各案件の概要については発注担当課から説明を行い、委員の質問等に対しては発注担当課及び発注依頼課から回答を行った。
一般競争入札 (政府調達に関する協定適用対象工事)	0件	
一般競争入札 (上記工事を除く。)	0件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(計)	2件	
公募型プロポーザル	1件	
簡易公募型プロポーザル	0件	
簡易公募型プロポーザル(拡大)	0件	
標準型プロポーザル	0件	
一般競争入札	1件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>1.平成30年7月から12月までの間に発注した建設工事の入札及び契約の運用状況等について(発注担当課から説明)</p> <p>(意見・質問) ・特になし</p>	
<p>2.平成30年7月から12月までの間に発注した設計・コンサルティング業務の入札及び契約の運用状況等について(発注担当課から説明)</p> <p>(意見・質問) ・特になし</p>	
<p>3.平成30年7月から12月までの間の指名停止等の措置状況について(発注担当課から説明)</p> <p>(質問)</p> <p>・「国立代々木競技場耐震改修工事(第二体育館)」に係る入札予定業者が指名停止措置を受けたとのことであるが、「30年度(平成30年7月～平成30年12月)指名停止一覧表」の記載は「該当なし」でよいのか。</p> <p>(意見) ・特になし</p>	<p>・当該期間中、競争参加者の資格等に関する細則第36条の規定に基づく指名停止はなかったため、「30年度(平成30年7月～平成30年12月)指名停止一覧表」の記載は「該当なし」とした。御質問の件は、文部科学省における指名停止措置を受けて、同細則第47条第2項の規定に基づき行われたもので、資料5の掲載対象には含めていない。なお、その指名停止期間は7月29日までで、当該期間とは一部重なっている。</p>
<p>4.審議の対象とする建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果について(委員長から説明)</p> <p>(意見・質問) ・特になし</p>	
<p>5.抽出した建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する審議(発注担当課から説明)</p> <p>(1)公募型プロポーザル方式</p> <p>【新国立競技場の整備計画を踏まえた大会後の整備に係る技術的検証等業務】</p> <p>(質問)</p> <p>・入札条件について、当初公告では「当該業務の契約の相手方は、以降の設計業務のプロポーザル等に参加することができない。」としていて、一方、再公示では「当該業務を受注した場合でも、以降の設計業務のプロポーザル等に参加することができる。」としているが、なぜこのような条件の緩和を行ったのか。</p> <p>・予定価格はどのように作成したのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・入札条件を緩和したことで競争参加者を確保できた事例であると評価できるのではないか。</p>	<p>・再公示を行うに当たり業者へヒアリングをした結果、本業務後に想定される設計業務への参加を見込んで入札を見送ったとの回答を得たことから、当該条件を緩和することで応札者が見込めると判断したためである。</p> <p>・JSCの所有する施設は官庁施設の扱いとなるため、通常、設計業務であれば「官庁施設の設計業務等積算基準」に基づき積算して予定価格を作成する。ただし、本件は設計業務の前段階に行う諸条件の整理を業務内容としており、設計図を書いていく業務ではないことから、前述の基準を用いて予定価格を作成することはできなかった。そのため、プロポーザルにより選定された者から参考見積りを徴取した。その後、見積られている作業量等の適正性を確かめるためにその者に対してヒアリングを行い、査定をして予定価格を作成した。</p>

意見・質問	回答
<p>(2)随意契約</p> <p>【国立代々木競技場耐震改修工事(第二体育館)】</p>	
<p>(質問)</p> <p>・契約の相手方は平成30年3月30日から30年7月29日まで指名停止措置を受けていたとのことであるが、契約日はいつか。指名停止期間中から契約に向けた準備を進めていたのか。</p>	<p>・契約日は30年7月31日である。当初は、「国立代々木競技場耐震改修工事」として、第一体育館等と第二体育館の耐震改修工事を一括で発注しようとしたが、不調となったため、改めて「国立代々木競技場耐震改修工事(第一体育館等)」及び「国立代々木競技場耐震改修工事(第二体育館)」として、それぞれ分割して発注したところ、「国立代々木競技場耐震改修工事(第二体育館)」の一般競争入札の最中に入札予定業者が指名停止措置を受けたことで再び不調となった。この状況を受け、法人としてどのように契約手続を進めるか関係各所へヒアリングを実施した上で様々な側面から検討を行った。本施設が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)で使用される施設であること、本工事を2020年3月からの組織委員会によるオーバーレイ工事に間に合わせる必要があることなどを考慮すれば、速やかに不調随意契約を締結する必要があったため、指名停止期間中ではあったが、見積り依頼を行った。</p>
<p>(意見)</p> <p>・指名停止の趣旨に鑑みれば、指名停止期間が終了してから随意契約の手続を行った方が良かったのではないかという意見はあるが、当該施設が東京2020大会の会場とされていることや第一体育館等と併せて発注しようとしたことなどを踏まえた上で規定に基づく不調随意契約を締結したとの経緯は理解できる。</p>	
<p>(3)一般競争入札</p> <p>【ハイパフォーマンスセンター戸田艇庫の耐震調査・診断業務】</p>	
<p>(質問)</p> <p>・低落率となった理由について「予定価格と入札価格が乖離した要因は、参加業者も多く、予定価格を上回った業者も複数いた中で、落札業者の企業努力によるものが大きかったと考えられる」と分析しているが、その根拠はあるのか。予定価格が高かったために低落率となったとの考え方もできると思うが、予定価格の妥当性はどのように検証したのか。</p> <p>・仕様書の「診断と条件」という項目をみると、構造計算書がなかったり設計図が一部なかったりして業務の負荷は高いと思われるが、落札業者が作業量を見誤ってる可能性があるのではないか。</p>	<p>・落札業者に対してヒアリングを実施して確認をした。</p> <p>・業務内容は仕様書に記載のとおりであり、落札者の業務の遂行状況については、監督職員が管理をする。</p>
<p>(意見)</p> <p>・本件については、成果物の検収をしっかりと行っていただきたい。</p>	
<p>6.その他</p> <p>(意見・質問)</p> <p>・特になし</p>	